

緑地協定認可申請の手引 (H26. 3. 31 作成)

—京都市—

1 緑地協定の意義

都市緑地法に基づく緑地協定（以下「協定」という。）とは、土地の所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度で、関係者で話し合いを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ、地域の環境・景観レベルの向上を図ることができます。

※手引き内の【 】の表記は、以下を意味します。

【法】…都市緑地法 【施行令】…都市緑地法施行令 【施行規則】…都市緑地法施行規則
【運用指針】…都市緑地法運用指針

2 協定の種類と締結者

(1) 協定には以下の2つの種類があります。

○都市緑地法第45条に基づく協定 ※全員協定ともいいます。

既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地の所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるものです。【法第45条第1項、第4項】

○都市緑地法第54条に基づく協定 ※一人協定ともいいます。

開発事業者が分譲前に市町村長の認可等を受けて定めるもので、認可から3年以内に複数の土地所有者等が存在することになった時から効力を発揮します。【法第54条】

(2) 協定の締結者には次の方がなることができます。【法第45条第1項】

- 土地の所有者（開発事業者等を含む）
- 土地の借地権者（地上権又は賃借権を有する者）
- 土地区画整理事業の仮換地の使用収益権者

3 協定を締結する土地の区域

○対象は都市計画区域内です。【法第45条第1項】

○協定区域は、相当規模の一団の土地（区域の境界が明確で、街区単位の規模を標準）又は、道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（一街区相当）とします。面積に特に定めはありません。【法第45条第1項、運用指針11(2)①】

○以下の土地は区域から除きます。【法第45条第1項、施行令第14条、運用指針11(2)①】

- ・道路、鉄道、河川、公園、軌道、水路、緑地及び広場の公共施設の用に供する土地
- ・農地、採草放牧地、森林法第2条第1項に規定する森林

4 協定の内容

協定で定める内容は次のとおりです。【法第45条第2項】

(1) 必須事項

- ①協定の目的となる土地の区域
- ②協定の有効期間（5年以上30年未満【施行規則第13条第1項第7号】）
- ③協定に違反した場合の措置

(2) 任意事項

①保全又は植栽する樹木等の種類

○保全又は植栽する樹木等の種類は、区域内の土地の風土に適しており、かつ、当該樹木等の保全又は植栽によって地域の住民等に危害を及ぼさないものでなければなりません。【施行規則第13条第1項第2号】

○保全する樹木等の種類は具体的に定めておくことが望ましいですが、植栽する樹木については、「落葉樹」あるいは「常緑樹」といった種類程度でも差し支えありません。また、草花、芝生等の地面を面的に覆う植物も対象とします。【運用指針11(2)②ア】

②保全又は植栽する樹木等の場所

○保全又は植栽する樹木等の場所は、中庭等専ら特定の者の鑑賞の用に供する場所は対象外とし、道路等に接している箇所等とすることが考えられます。【施行規則第13条第1項第3号、運用指針11(2)②イ】

③保全又は設置する垣又はさくの構造

○保全又は設置する垣又はさくの構造は、区域内の土地等の相互間の開放性を著しく妨げるものであってはなりません。ただし、生け垣については、この限りではありません。【施行規則第13条第1項第4号】

④保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項

○保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項は、枝打ち、整枝、病虫害の防除その他これらに類する事項で、樹木等の保全に関連して必要とされるものでなければなりません。【施行規則第13条第1項第5号、運用指針11(2)②エ】

⑤その他緑地の保全又は緑化に関する事項

○その他緑地の保全又は緑化に関する事項は、修景施設、照明施設、保全のための施設、災害復旧に関する事項等が考えられます。【施行規則第13条第1項第6号、運用指針11(2)②オ】

(3) 緑地協定区域隣接地

○協定区域に隣接した土地であり、協定区域の一部とすることで、市街地の良好な環境の確保に資するものとして、協定区域の土地となることを協定区域内の土地所有者等が希望するものを「緑地協定区域隣接地」として定めることができます。（ただし、緑地協定区域隣接地内の土地所有者等に対して、当該協定の内容について、権利制限を設けることはできません。また、緑地協定への参加に反対している土地所有者等に係る土地の区域については、隣接地に定めるべきではありません。）【法第45条第3項、運用指針11(2)④ウ】

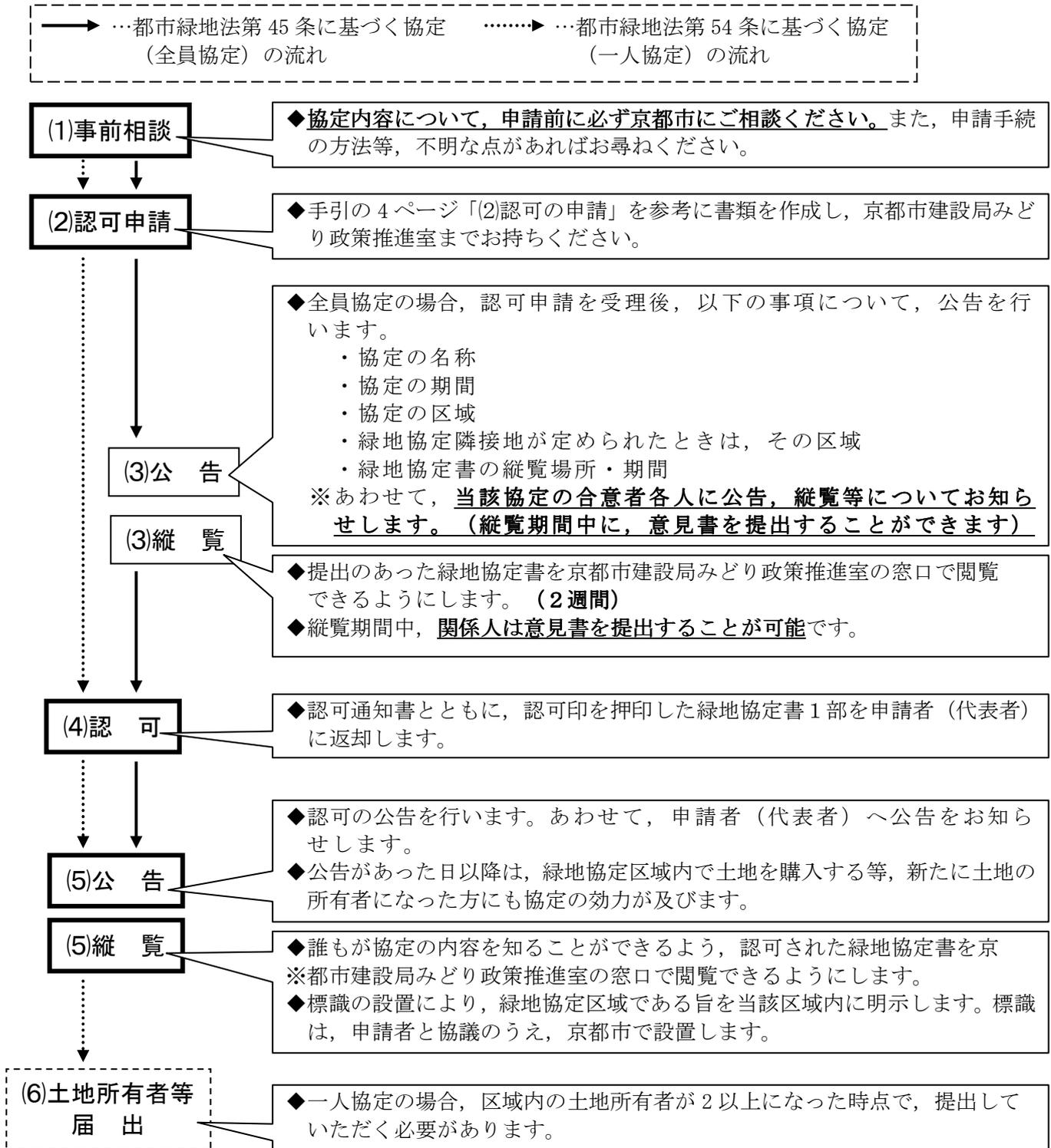
○緑地協定区域隣接地を定めることにより、協定の公告後、緑地協定区域隣接地の土地所有者等から当該協定に参加する意思表示があった場合は、土地所有者等の全員の合意のうえ、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって随時協定に加わることができ、意思表示後は、協定区域の一部となります。【法第51条第2項、第3項】

5 協定の申請から認可・運営までの手続

※平成 26 年度の組織改正から担当課名「水と緑環境部緑政課」を「みどり政策推進室」に変更しています。

【申請から認可までの手続の流れ】

※認可申請から後の手続は京都市が行います。



協定が認可され、効力を有した後は、区域内の住民の皆様によって、協定内容に基づき、協定の運営(新たな緑化や緑の保全)を行っていただきます。区域内で協力し、緑あふれるまちづくりを進めましょう。

(1) 事前相談

新たに協定の申請等を検討される場合は、必ず京都市に事前相談をしてください。

(2) 認可の申請

事前協議の後、以下の書類を用意し、京都市建設局みどり政策推進室までお持ちください。

○緑地協定（認可・変更・廃止）申請書（第1号様式 7ページの記入例を参照）

- ・申請に当たっては、協定区域内の土地の所有者等の中から代表者1名を決めていただき、その方を申請者として手続を行います。

※協定において定めた事項を変更しようとする場合は、協定区域内における土地所有者等の全員の合意を持って、認可と同様の手続を行っていただく必要があります。【法第48条】

※協定を廃止しようとする場合は、協定区域内における土地所有者等の過半（半分では不足）の方の合意を持って定め、認可と同様の手続を行っていただく必要があります。【法第52条】

○緑地協定書（様式は任意 8ページからの例を参照）

- ・協定の内容を記載してください。
- ・申請時には、京都市に3部提出していただきます。

○付近見取図（様式は任意 12ページの例を参照）

- ・協定区域の位置、範囲が分かる図面を作成してください。（地区名、町名、方位、周囲の通り名、主要な施設名等を図面内に記入し、周囲の状況が分かるようにしてください。）
- ・緑地協定書と同様に、申請時には、京都市に3部提出していただきます。

○協定区域図（様式は任意 13ページの例を参照）

- ・協定区域内の区画が分かる図面を作成してください。（緑地協定区域隣接地を定めた場合は、協定区域と区別できるように図示してください。）
- ・区画ごとに区画番号を記入してください。
- ・緑地協定書と同様に、申請時には、京都市に3部提出していただきます。

○緑地協定合意書兼代表者証明書（第3号様式 14ページの記入例を参照）

各々の土地の所有者等が協定に合意すること及び申請者を土地の所有者等の代表者とすることを証する書類であり、緑地協定合意書兼代表者証明書（以下「合意書」といいます。）は、合意される区画ごとに土地の全ての所有者等の方が記入していただく必要があります。記入方法については、下表を参考にしてください。

【合意書の記入方法】

記入事項	注意事項
区画番号	・緑地協定区域図に記載されている区画番号を記入してください。
合意者の住所・氏名	・現住所（連絡が取れる住所）、氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）を記入し、署名又は記名押印してください。（押印はインク浸透式印（シャチハタ等）不可。法人の署名は、代表者が行うものに限りません。） ・共有物件で合意される方が複数の場合は、所有者等①～③に列記してください。同一姓の場合は、必ず異なる印を使用してください。 ・合意者を記載する欄が足りない場合は、複数の合意書に分けて記入してください。（区画番号欄には同じ番号を記入してください。）
地名地番・地積	・合意される区画の地名地番・地積を(1)の欄に記入してください。1区画が複

	<p>数の土地（筆）からなる場合は、土地①～③に列記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1区画が4筆以上の土地からなる場合は、複数の合意書に分けて記入し、区画番号欄には同じ番号を記入してください。 ・余った記入欄には斜線を入れてください。
土地及び建築物に係る権利	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)の欄に記入した土地について、合意される方が有している権利等で該当するものに印を付け、その持分を記入してください。権利の種類や持分については登記簿で確認してください。 ・共有物件の場合は、それぞれの合意者について該当する所有者等を①～③の欄に記入してください。 ・(1)の欄に複数の土地を記入した場合は、土地毎に記入してください。 ・余った記入欄には、斜線を入れてください。

※合意書は、緑地協定区域図に記載されている区画番号ごとに記入してください。

※共有物件の場合、土地所有等の過半の合意があれば足够了。【法第53条】

○土地所有者の調書（様式は任意。15ページの例を参照）

協定区域内の土地について、「土地の町名、地番、公簿面積」「所有者（権利者）の住所、氏名」を記載した一覧表を作成してください。

○認可を受けようとする土地の公図、登記事項証明書又は登記事項証明書（原本還付可）

<注意>

手続等により、京都市に提出していただく書類について、氏名を記載する欄には、署名又は記名押印してください。（押印はインク浸透式印（シャチハタ等）不可）

- ・署名…本人が自署すること（法人の場合は、名称及び代表者氏名を代表者が自署すること）
- ・記名…スタンプ等、自署以外で氏名を記すことで、代筆を含みます。

【参考：申請に必要な書類の一覧表】

書類の名称	様式	提出部数	第45条 第4項 (全員協定)	第48条 第1項 (変更)	第52条 第1項 (廃止)	第54条 第1項 (一人協定)
緑地協定（認可・変更・廃止）申請書	第1号 様式	1	要	要	要	要
緑地協定書	任意	3	要	要	不要	要
付近見取図	任意	3	要	要	不要	要
協定区域図	任意	3	要	要	不要	要
緑地協定合意書兼 代表者証明書	第3号 様式	1	要	要	要	不要
土地所有者等の調書	任意	1	要	要	要	不要
認可を受けようとする土地の公図 (原本還付可)	—	1	要	要	要	要
認可を受けようとする土地の 登記事項証明書又は登記事項要約書 (原本還付可)	—	1	要	要	要	要

(3) 公告・縦覧（法第 45 条に基づく協定のみ）【法第 46 条，施行規則第 12 条】

①認可申請の受理後，以下の事項について，公告（京都市インターネット版公報への掲載及び掲示場への掲示）を行うことで，認可申請を，広く皆様にお知らせします。

- ・協定の名称
- ・協定の期間
- ・協定の区域
- ・緑地協定隣接地が定められたときは，その区域
- ・緑地協定書の縦覧場所・期間（2 週間）

②公告から 2 週間の間，京都市建設局みどり政策推進室で協定の詳しい内容を縦覧（自由に見ること）できます。

③②の縦覧期間の間に，関係人は意見書を提出することができます。

※合意者の皆様には，個別に公告，縦覧等の実施をお知らせしますので，協定内容の確認をお願いします。

(4) 認可【法第 47 条第 1 項】

協定内容に問題がなければ，縦覧期間の後，協定を認可します。申請者には，認可通知書（第 2 号様式）とともに，認可印を押印した緑地協定書，付近見取図，協定区域図を各 1 部返却します。（返却した緑地協定書等は，運営委員会など，住民の方々に保管してください。）

(5) 公告・縦覧【法第 47 条第 2 項】

①協定の認可を公告します。その後，京都市建設局みどり政策推進室で緑地協定書，付近見取図，協定区域図を各 1 部保管し，縦覧します。

②当該区域内に標識等を設置することにより，協定区域内である旨を明示します。設置箇所や標識の構造は，京都市との協議によって決定し，設置は京都市が行います。（標識の例は，16，17 ページを参考にしてください）

(6) 土地所有者等の届出（法第 54 条に基づく協定のみ）【要綱第 5 条】

法第 54 条に基づく 1 人協定の場合，認可日から 3 年以内に区域内の土地所有者等が 2 以上になった場合に，協定の効力を有することとなります。そのため，協定が効力を有したことを以下の様式によって届け出ていただく必要があります。

○土地所有者等届出書

区域内の土地所有者が 2 以上になった時点で提出していただきます。「土地所有者等が存することとなった年月日」から，協定が効力を有することとなります。

○運営委員会等について

区域内の住民の皆様で，「運営委員会」等，協定を運営する組織を設立することで，協定の運営や，更新の手続きなどを円滑に進めることができます。

○協定の更新について

協定有効期間の 1 年前には，京都市から「申請者」へ協定の更新についてお知らせします。申請者以外にもお知らせの送付を希望される場合は，申し出てください。（前述の運営委員会等の組織をお知らせの送付先とすることも可能です。）

(第1号様式)

認可
変更
廃止

緑地協定 申請書

**署名又は記名押印してください。
 (押印はインク浸透式印(シャチハタ等)
 不可。法人の署名は、代表者が行うもの
 に限ります。)**

(あて先) 京都市長	
申請者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地	申請者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) <div style="text-align: center;"> きょうと たろう 京都 太郎 </div> 電話 075-000-0000

都市緑地法 <input checked="" type="checkbox"/> 第45条第4項 <input type="checkbox"/> 第48条第1項 <input type="checkbox"/> 第52条第1項 <input type="checkbox"/> 第54条第1項	の規定により緑地協定の	<input checked="" type="checkbox"/> 認可 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	を申請します。
緑地協定の名称	京都市 〇〇 区 〇〇〇〇 地区緑地協定		
協定事項	別添「緑地協定書」のとおり		
協定期間	10 年		
	緑地協定区域	緑地協定区域隣接地	
区域の地名地番	京都市〇〇区〇〇町 〇〇番から〇〇番	京都市〇〇区〇〇町 〇〇番から〇〇番	
土地の所有者等の内訳	土地の所有者	○ 人	○ 人
	建築物の所有を目的とする	地上権者	○ 人
		賃借権者	○ 人
違反があつた場合の措置	改善勧告		
添付図書	緑地協定書, 付近見取図, 協定区域図, 緑地協定合意書兼代表者証明書, 土地所有者等の調書, 公図, 登記事項証明書(登記事項要約書), その他		

※該当する□には、レ点を記入してください。
 ※公図とは、不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面をいいます。

緑地協定書の例（法第 45 条第 4 項（全員協定））

京都市〇〇区〇〇地区緑地協定書

（目的）

第 1 条 この協定は、都市緑地法（以下「法」という。）第 45 条に基づき、〇〇地区がみどりに包まれた潤いのある快適な住宅地としての環境を維持増進することを目的として定めるものである。

（名称）

第 2 条 この協定は、京都市〇〇区〇〇地区緑地協定と称する。

（定義）

第 3 条 この協定において使用する用語は、法及び都市緑地法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（協定区域及び緑地協定区域隣接地）

第 4 条 この協定の目的となる土地の区域は、京都市〇〇区〇〇町の一部とし、別紙「京都市〇〇区〇〇〇地区緑地協定区域図」実線の範囲とする。

2 法第 45 条第 3 項の規定により指定する緑地協定区域隣接地の区域は、京都市〇〇区〇〇町の一部とし、別紙「京都市〇〇区〇〇〇地区緑地協定区域図」破線の範囲とする。

（協定の締結）

第 5 条 この協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意によって締結する。

2 緑地協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等が、京都市長に対し書面での意思を表示することによってこの協定に加わる場合においては、当該土地は前条第 1 項の協定区域の一部となるものとする。

3 この協定は、新たに土地の所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地の所有者等は、所有権等を譲り渡した場合は、新たに土地の所有者等となったものに対して、この協定内容を明らかにするため、協定書の写しを譲り渡さなければならない。なお、この協定書の原本は、次条に定める運営委員会が保管するものとする。

緑地協定の運営は、住民の皆さんの主体的・自発的な取組が必要です。緑地協定の運営を円滑にし、より実効性のあるものとするため、地域の方々による運営委員会等を設置することが大切です。

（運営委員会）

第 6 条 この協定の運営に関する事項を処理するため、〇〇〇地区緑地協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（保全又は植栽する樹木等の種類）

第 7 条 協定区域内に新たに植栽する樹木等の種類は、主として〇〇、△△、□□とし、高木（植栽時地上高 3m 以上）を〇本以上植栽するものとする。

（保全又は植栽する樹木等の場所）

第 8 条 協定区域内の樹木等を植栽又は保全する場所は、庭及び敷地周囲で、道路、隣家等からも良く見えるような場所とし、その部分の植栽面積は敷地面積の 10 分の〇以上とする。

（保全又は設置する垣又はさくの構造）

第 9 条 協定区域内の敷地周囲には、原則として生け垣を設け、生け垣の前面にフェンスを設置する場合は透視可能なフェンスとし、植栽による空間の連続化、一体化に努めるものとする。

（樹木等の管理）

第 10 条 土地の所有者等は、協定区域内の樹木等を共同して管理するため、原則として毎年 1 回以上の、整枝及び病虫害の防除のための一斉防除作業を行う。

(土地の所有者等の届出等)

第11条 土地の所有者等は、所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員会に届け出なければならない。

2 土地の所有者等は、この協定に定める事項に関する行為を行う場合は、事前に、委員会の承認を受けなければならない。

(協定の変更)

第12条 土地の所有者等は、協定区域、基準、有効期間、違反者に対する措置又は緑地協定区域隣接地を変更しようとする場合は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、これを京都市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第13条 土地の所有者等は、この協定を廃止しようとする場合は、協定区域内の土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、これを京都市長に申請してその認可を受けなければならない。

第14条 この協定は、効力発生の日以後において、土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の効力発生の日から10年とする。

(協定に違反した場合の措置)

第16条 委員会は、この協定に違反した者(以下「違反者」という。)があったときは、違反者に対して義務の履行を請求する等の必要な措置を講ずることができる。

第17条 この協定に定めるもののほか、運営委員会に関する必要な事項は別に定める。

附 則

(効力の発生)

この協定は、京都市長の認可の公告のあった日から効力を発する。

別 紙

京都市〇〇区〇〇地区緑地協定付近見取図

京都市〇〇区〇〇地区緑地協定区域図

以上のとおり協定したので、協定の成立を証するため、土地の所有者等は緑地協定合意書に署名又は記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

**署名又は記名押印してください。
(押印はインク浸透式印(シャチハタ等)不可。法人の署名は、代表者が行うものに限りませぬ。)**

申請者 住 所
氏 名

京都市〇〇区〇〇地区緑地協定書

（目的）

第 1 条 この協定は、都市緑地法（以下「法」という。）第 54 条に基づき、〇〇地区がみどりに包まれた潤いのある快適な住宅地としての環境を維持増進することを目的として定めるものである。

（名称）

第 2 条 この協定は、京都市〇〇区〇〇地区緑地協定と称する。

（定義）

第 3 条 この協定において使用する用語は、法及び都市緑地法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（協定区域）

第 4 条 この協定の目的となる土地の区域は、京都市〇〇区〇〇町の一部とし、別紙「京都市〇〇区〇〇地区緑地協定区域図」実線の範囲とする。

（協定の締結）

第 5 条 この協定は、法に基づく認可を受けた日から起算して 3 年以内において、協定区域内に複数の土地所有者等が存在することになった時から効力を発揮することとなり、この時以降において新たに協定区域内の土地所有者等となった者に対してもその効力が及ぶものとする。

2 この協定は、新たに土地の所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地の所有者等は、所有権等を譲り渡した場合は、新たに土地の所有者等となったものに対して、この協定内容を明らかにするため、協定書の写しを譲り渡さなければならない。なお、この協定書の原本は、次条に定める運営委員会が保管するものとする。

（運営委員会）

第 6 条 この協定の効力が生じた場合、この協定の運営及び更新等に関する事項を処理するため、〇〇地区緑地協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（保全又は植栽する樹木等の種類）

第 7 条 協定区域内に新たに植栽する樹木等の種類は、主として〇〇、△△、□□とし、高木（植栽時地上高 3m 以上）を〇本以上植栽するものとする。

（保全又は植栽する樹木等の場所）

第 8 条 協定区域内の樹木等を植栽又は保全する場所は、庭及び敷地周囲で、道路、隣家等からも良く見えるような場所とし、その部分の植栽面積は敷地面積の 10 分の〇以上とする。

（保全又は設置する垣又はさくの構造）

第 9 条 協定区域内の敷地周囲には、原則として生け垣を設け、生け垣の前面にフェンスを設置する場合は透視可能なフェンスとし、植栽による空間の連続化、一体化に努めるものとする。

（樹木等の管理）

第 10 条 土地の所有者等は、協定区域内の樹木等を共同して管理するため、原則として毎年 1 回以上の、整枝及び病害虫の防除のための一斉防除作業を行う。

（土地の所有者等の届出等）

第 11 条 土地の所有者等は、所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員会に届け出なければならない。

2 土地の所有者等は、この協定に定める事項に関する行為を行う場合は、事前に、委員会の承認を受けなければならない。

(協定の変更)

第12条 土地の所有者等は、協定区域、基準、有効期間、違反者に対する措置又は緑地協定区域隣接地を変更しようとする場合は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、これを京都市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第13条 土地の所有者等は、この協定を廃止しようとする場合は、協定区域内の土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、これを京都市長に申請してその認可を受けなければならない。

第14条 この協定は、効力発生の日以後において、土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の効力発生の日から10年とする。

(協定に違反した場合の措置)

第16条 委員会は、この協定に違反した者(以下「違反者」という。)があったときは、違反者に対して義務の履行を請求する等の必要な措置を講ずることができる。

第17条 この協定に定めるもののほか、運営委員会に関する必要な事項は別に定める。

附 則

(効力の発生)

この協定は、京都市長の認可を受けた日から起算して3年以内において、協定区域内に複数の土地所有者等が存在することになった時から効力を発揮する。

別 紙

京都市〇〇区〇〇地区緑地協定付近見取図

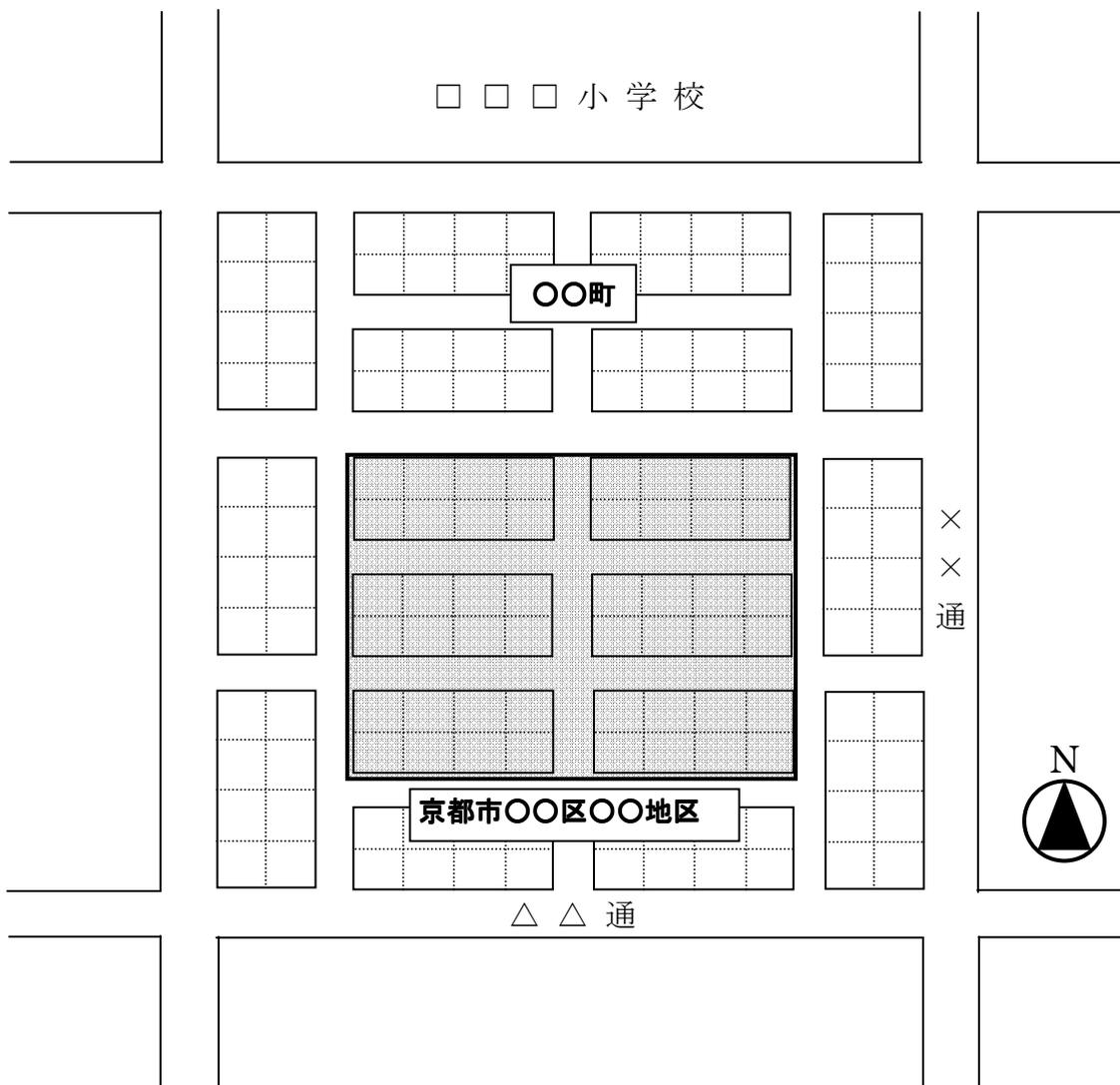
京都市〇〇区〇〇地区緑地協定区域図

**署名又は記名押印してください。
(押印はインク浸透式印(シャチハタ等)不可。法人の署名は、代表者が行うものに限りません。)**

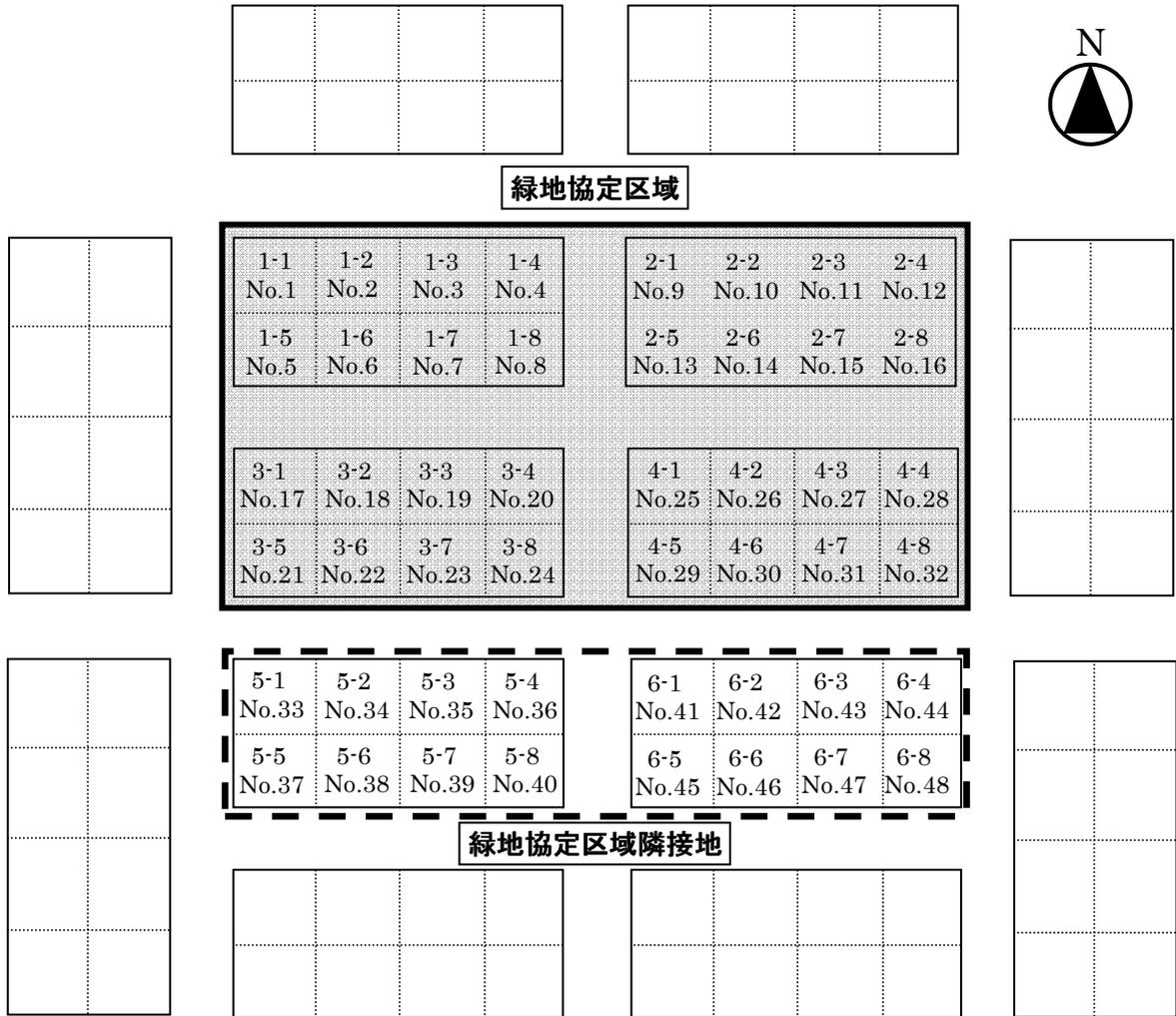
平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 住 所
氏 名

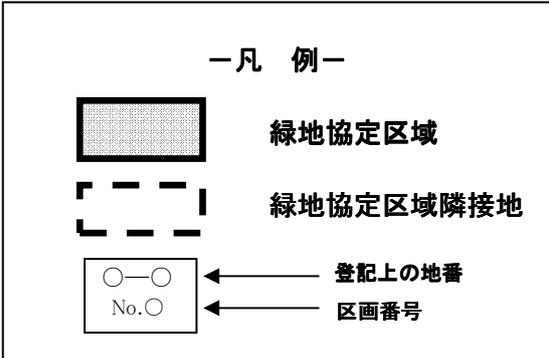
◆京都市〇〇区〇〇地区緑地協定付近見取図



◆京都市〇〇区〇〇地区緑地協定区域図



京都市〇〇区〇〇地区区域図



緑地協定合意書 兼 代表者証明書記入例

(第3号様式)

緑地協定合意書 兼 代表者証明書

区画番号 1

※現在所(連絡がとれる住所)を記入してください。

署名又は記名押印してください。
(押印はインク浸透式印(シャチハタ等)不可。法人の署名は、代表者が行うものに限ります。)

	合意者の住所 (法人は)	合名
所有者等①	〒××××-×××× 京都市〇〇区〇〇町△△番地	緑地 一郎
所有者等②	同上	緑地 花子
所有者等③	〒××××-×××× 京都市〇〇区〇〇町□□番地	協定 二郎

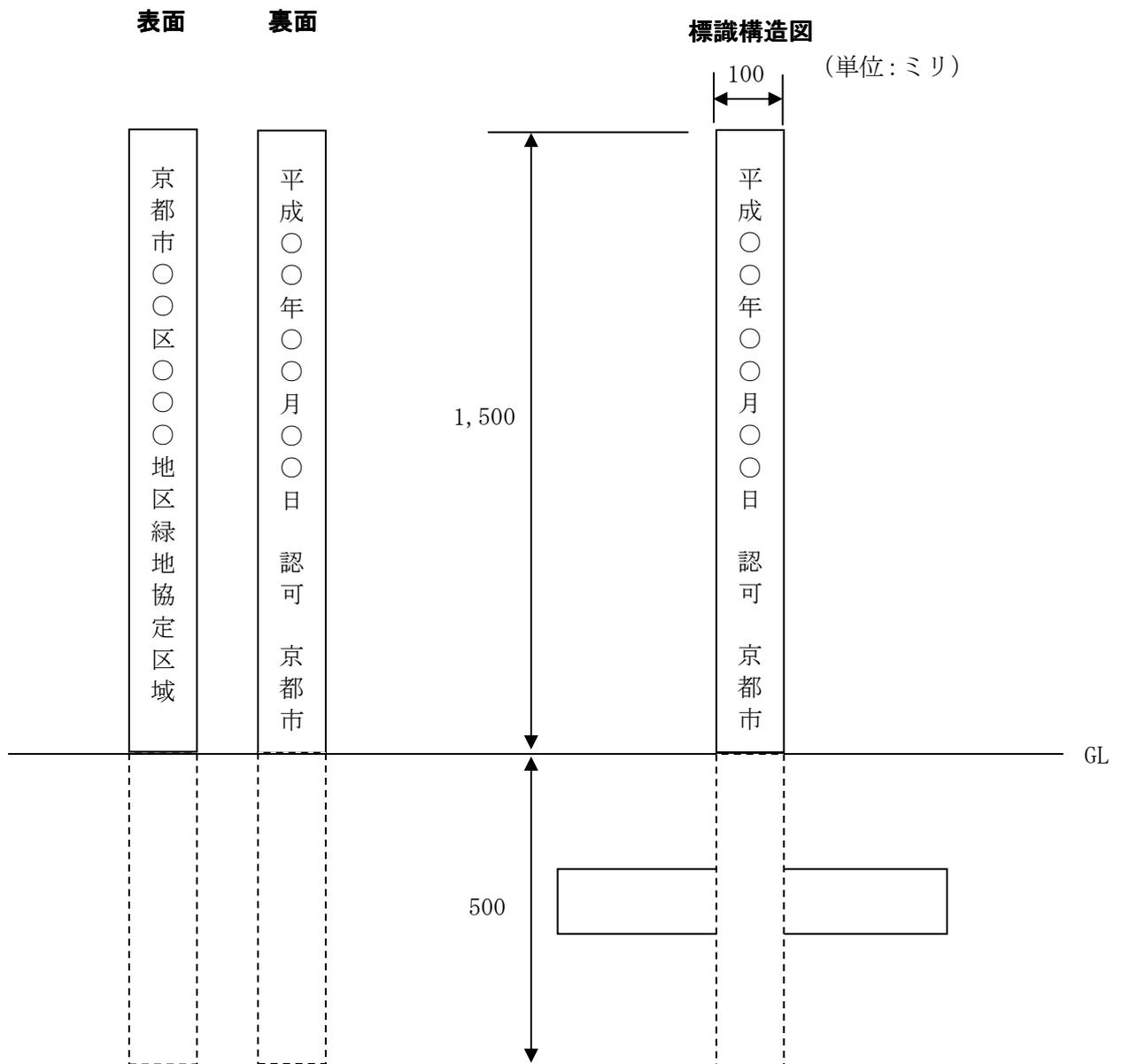
1 緑 地 協 定 へ の 合 意	区画番号	私は、(1)に掲げる土地について、(2)に示す権利を有していることを証するとともに、			
	1	京都市〇〇区〇〇〇〇地区緑地協定を締結することに合意します。			
	(1)	地名地番			地積
		土地①	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地		45.55 m ²
		土地②	京都市〇〇区〇〇町××番地		33.33 m ²
		土地③			m ²
	土地及び建築物に係る権利等				持分
	(2)	土地①	所有者等①	<input checked="" type="checkbox"/> 土地の所有権 建築物の所有を目的とする <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権	1/2
			所有者等②	<input checked="" type="checkbox"/> 土地の所有権 建築物の所有を目的とする <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権	1/2
			所有者等③	<input type="checkbox"/> 土地の所有権 建築物の所有を目的とする <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権	
土地②		所有者等①	<input type="checkbox"/> 土地の所有権 建築物の所有を目的とする <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権		
		所有者等②	<input type="checkbox"/> 土地の所有権 建築物の所有を目的とする <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権		
		所有者等③	<input checked="" type="checkbox"/> 土地の所有権 建築物の所有を目的とする <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権	全部	
土地③		所有者等①	<input type="checkbox"/> 土地の所有権 建築物の所有を目的とする <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権		
		所有者等②	<input type="checkbox"/> 土地の所有権 建築物の所有を目的とする <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権		
		所有者等③	<input type="checkbox"/> 土地の所有権 建築物の所有を目的とする <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権		
備考					
2 代 表 者 の 証 明	認可申請に当たっては、(3)に示す者が代表者であることを証します。				
	(3)	代表者の住所		代表者の氏名	
京都市〇〇区〇〇町〇〇番地		京都 太郎			

土地所有者等の調書

作成年月日 平成 年 月 日

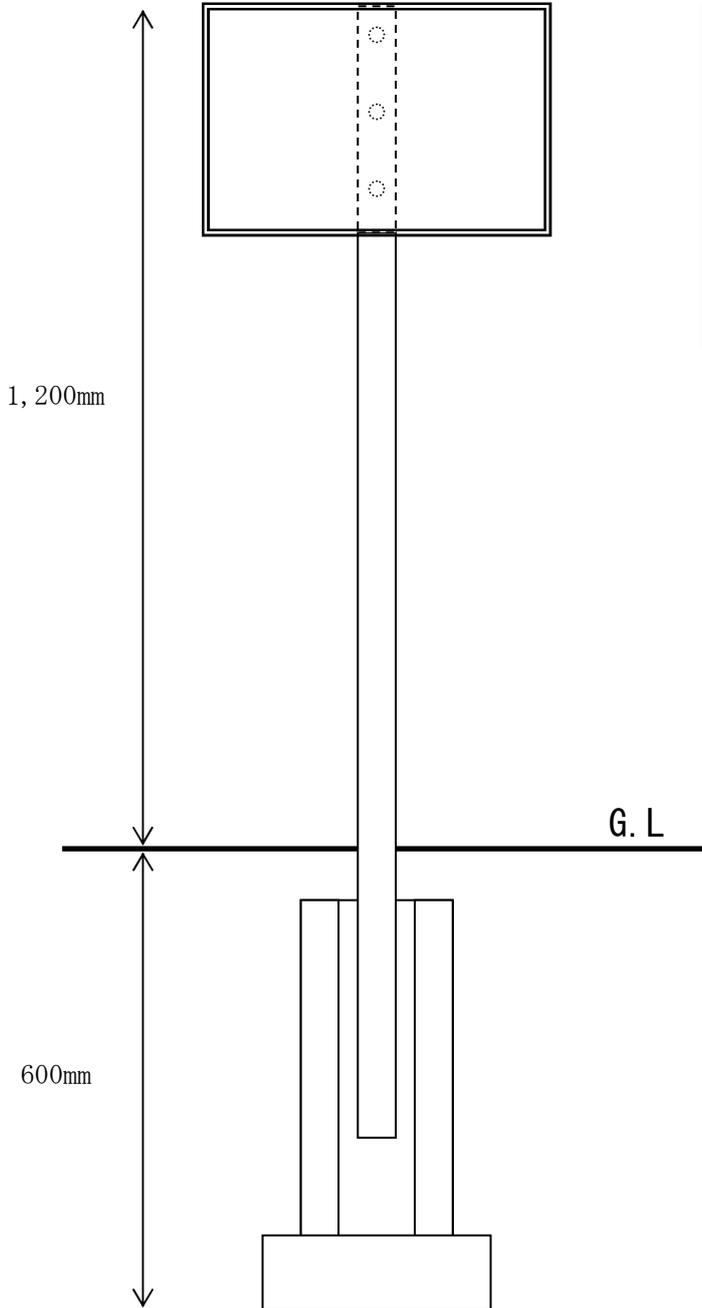
申請者氏名 京都 太郎		緑地協定名称 京都市 〇〇区 〇〇〇〇 地区緑地協定			
町名	地番	公簿面積 m ²	有する権利 の種類	所有者	
				住所	氏名
〇〇町	△△	45 55	所有権	京都市〇〇区〇〇町△△番地 同上	緑地 一郎 緑地 花子
〇〇町	□□	33 33	所有権	京都市〇〇区〇〇町□□番地 同上	協定 二郎

【参考】緑地協定標識の例



【参考】緑地協定標識の例

標準構造図



標識板詳細



【参考】都市緑地法（「緑地協定」部分抜粋）（平成23年12月14日改正）

第五章 緑地協定

（緑地協定の締結等）

第四十五条

都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間をわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十三条において準用する場合を含む。以下この項、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十一条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定（以下「緑地協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

2 緑地協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 緑地協定の目的となる土地の区域（以下「緑地協定区域」という。）
- 二 次に掲げる緑地の保全又は緑化に関する事項のうち必要なもの
 - イ 保全又は植栽する樹木等の種類
 - ロ 樹木等を保全又は植栽する場所
 - ハ 保全又は設置する垣又はさくの構造
 - ニ 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項
 - ホ その他緑地の保全又は緑化に関する事項
- 三 緑地協定の有効期間
- 四 緑地協定に違反した場合の措置

3 緑地協定においては、前項各号に掲げるもののほか、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地のうち、緑地協定区域に隣接した土地であつて、緑地協定区域の一部とすることにより地域の良好な環境の確保に資するものとして緑地協定区域の土地となることを当該緑地協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下「緑地協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 第一項の規定による緑地協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る緑地協定の縦覧等）

第四十六条

市町村長は、前条第四項の規定による緑地協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該緑地協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該緑地協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（緑地協定の認可）

第四十七条

市町村長は、第四十五条第四項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第四十五条第二項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該緑地協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、緑地協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(緑地協定の変更)

第四十八条

緑地協定区域内における土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

第四十九条

緑地協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該緑地協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、その借地権等の目的となつていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該緑地協定区域から除かれるものとする。

2 緑地協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があつた日が終了した時において当該緑地協定区域から除かれるものとする。

3 前二項の規定により緑地協定区域内の土地が当該緑地協定区域から除かれた場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十七条第二項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により緑地協定区域内の土地が当該緑地協定区域から除かれたことを知つた場合について準用する。

(緑地協定の効力)

第五十条

第四十七条第二項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた緑地協定は、その公告のあつた後において当該緑地協定区域内の土地所有者等となつた者（当該緑地協定について第四十五条第一項又は第四十八条第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(緑地協定の認可の公告のあつた後緑地協定に加わる手続等)

第五十一条

緑地協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該緑地協定の効力が及ばないものは、第四十七条第二項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによつて、当該緑地協定に加わることができる。

2 緑地協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第四十七条第二項（第四十八条

第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意思を表示することによつて、緑地協定に加わることができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

3 緑地協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあつた時以後、緑地協定区域の一部となるものとする。

4 第四十七条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

5 緑地協定は、第一項又は第二項の規定により当該緑地協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該緑地協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第四十七条第二項の規定による公告のあつた後において土地所有者等となつた者(当該緑地協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(緑地協定の廃止)

第五十二条

緑地協定区域内の土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十五条第四項又は第四十八条第一項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第五十三条

土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十五条第一項、第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(緑地協定の設定の特則)

第五十四条

都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地(第四十五条第一項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第四十七条第一項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。

3 第四十七条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により認可した場合について準用する。

4 第二項の規定による認可を受けた緑地協定は、認可の日から起算して三年以内において当該緑地協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなつた時から、第四十七条第二項の規定による認可の公告のあつた緑地協定と同一の効力を有する緑地協定となる。

【参考】都市緑地法施行令(「緑地協定」部分抜粋)(平成24年9月14日改正)

第十四条 法第四十五条第一項の政令で定める土地は、道路、鉄道、河川、公園その他これらに類する公共の用に供する施設で国土交通省令で定めるものの用に供する土地並びに農地、採草放牧地及び森林とする。

【参考】都市緑地法施行規則（「緑地協定」部分抜粋）（平成23年12月18日改正）

（緑地協定の公告）

第十二条

法第四十六条第一項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村長の定める方法で行うものとする。

- 一 緑地協定の名称
- 二 緑地協定区域
- 三 緑地協定区域隣接地が定められたときは、その区域
- 四 緑地協定の縦覧場所

（緑地協定に定める事項の基準）

第十三条

法第四十七条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 緑地協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 保全又は植栽する樹木等の種類は、緑地協定区域内の土地の風土に適しており、かつ、当該樹木等の保全又は植栽によつて地域の住民等に危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。
- 三 樹木等を保全又は植栽する場所は、中庭等専ら特定の者の鑑賞等の用に供する場所であつてはならない。
- 四 保全又は設置する垣又はさくの構造は、当該緑地協定区域内の土地等の相互間の開放性を著しく妨げるものであつてはならない。ただし、生け垣にあつては、この限りでない。
- 五 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項は、枝打ち、整枝、病虫害の防除その他これらに類する事項で、樹木等の保全に関連して必要とされるものでなければならない。
- 六 その他緑地の保全又は緑化に関する事項は、修景施設に関する事項（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の製造業等に係る工場又は事業場にあつては、植栽及び芝生の規模及び配置に関する事項を除く。）、照明施設に関する事項その他これらに類する事項で、緑地協定区域内の環境の改善に寄与するものでなければならない。
- 七 緑地協定の有効期間は、五年以上三十年未満でなければならない。
- 八 緑地協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

（緑地協定区域隣接地の基準）

第十四条

法第四十七条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 緑地協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 緑地協定区域隣接地の区域は、緑地協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

（緑地協定の認可等の公告）

第十五条

第十二条の規定は、法第四十七条第二項（法第四十八条第二項、第四十九条第四項、第五十一条第四項又は第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

【参考】都市緑地法運用指針（「緑地協定」部分抜粋）（平成25年4月1日改正）

1 1 緑地協定制度

(1) 緑地協定制度の意義

緑地協定は、都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度である。

(2) 緑地協定の内容

① 緑地協定の対象となる土地の区域等

ア 緑地協定の設定は、住宅地、商業地、工業地、若しくはこれらの混在する地域又は道路、河川、水路沿い等公衆が往来する地域等において行われるものであるが、各地域の環境整備にふさわしい緑地協定が締結されるよう配慮することが望ましい。なお、施行令第14条に規定する「森林」は森林法第2条第1項に規定する「森林」をいうものであり、「森林」に該当しない宅地内の樹林地等は、緑地協定の対象となり得る。

イ 緑地協定は、緑化の推進を行う土地の所有者等と緑地の保全を行う土地の所有者等の両方が存在する場合についても別の協定とする必要はなく、一つの協定として併せて締結できるものである。

ウ 法第45条第1項の「相当規模の一団の土地」とは、保全又は植栽等により市街地の良好な環境を確保し得るような規模を有するまとまった土地で区域の境界が明確なものであり、通常は、街区単位の規模が考えられる。

エ 法第45条第1項の「道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地」とは、保全又は植栽等により市街地の良好な環境を確保し得る程度の区間にわたる道路、河川沿い等の土地で区間の境界が明確なものであり、通常は、一街区相当の区間程度にわたる土地が考えられる。

オ 法第45条第1項の「臨時施設その他一時使用のため設定されたことが明らかなもの」とは、興行用の小屋掛けや仮設の事務所等の数日又は数ヶ月の短期間における一時使用のために仮設されたことが明らかな地上権又は賃借権である。

② 緑地協定の締結事項

法第45条第2項第2号に掲げる「緑地又は緑化に関する事項」とは、具体的には、以下のとおりである。

ア 「保全又は植栽する樹木等の種類」は、当該緑地協定の意図に応じ、保全又は植栽する樹木等の種類のうち必要なものを定める。保全すべき樹木等については、保全のための措置を講じる際にその種類を明らかにしておく必要があるため、「保全する樹木等の種類」は、具体の樹種等を定めておくことが望ましい。「植栽する樹木等の種類」については、この事項が植栽する樹木等の種類をすべて定めようとする趣旨ではないため、必ずしも植栽しようとする樹木等の名称を具体的に定める必要はなく、落葉樹あるいは常緑樹といった種類を定める程度でもさしつかえない。なお、ここでいう「樹木等」には草花、芝生等も含まれる。

イ 「樹木等を保全する場所」は、例えば、既存の生垣や道路等に接している緑地を保全するといった事項を定めることが考えられる。

ウ 「保全する垣」とは、住宅地における既存の生け垣を引き続き良好な状態で維持すること等をいうものであり、「設置する垣」とは、生け垣の設置等をいうものである。

エ 「保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項」は、枝打ち、整枝、病虫害防除、施肥、除草等に関する事項を定める。

オ 「その他緑地の保全に関する事項」は、保全のための施設等の整備、災害復旧等に関する事項を定めることが考えられる。

③ 緑地協定の認可・公告

ア 緑地協定においては、土地の区域を定めて、植栽しようとする樹木等の種類、樹木等を保全又は植栽する場所、保全又は設置する垣又はさくの構造、保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項及びその他緑地の保全又は緑化に関する事項のうち必要な事項を有効期間を定めて協定できるほか、違反した場合の措置についても定めることとされているが、これらについては国土交通省令において認可基準が定められているので、緑地協定の認可申請があった場合には、市町村長は、下記事項に留意のうえ緑地協定制度の趣旨に沿って認可することが望ましい。

i 緑地協定区域に含まれることによって各種の義務を追うこととなるので区域の境界が明確に定められていなければならない。

ii 「その他緑地の保全又は緑化に関する事項」に関する国土交通省令で定める認可基準のうち、修景施設に関する事項については工場等における植栽及び芝生の規模及び配置が除かれているが、これは、これらの事項については工場立地法に基づく準則により指導されているので緑地協定の対象からは除外する趣旨である。なお、これらの事項以外（保全又は植栽する樹木等の種類、樹木等を保全又は植栽する場所、保全又は設置する垣又はさくの構造、保全又は植栽する樹木等の維持管理に関する事項など）については工場等も緑地協定の当事者となり得る。

iii 緑地の保全を内容とする協定の認可にあたっては、協定締結者間において著しい経済的負担の差異が生じないこと、また、土地の利用を不当に妨げるものでないことを確認すべきである。

イ 緑地協定の認可の申請があった場合及び認可をした場合には、市町村長は、緑地協定の名称、区域、緑地協定区域隣接地が定められたときはその区域、縦覧場所を公告することとされており、公報への掲載、市町村の事務所における掲示、インターネットによる公開、新聞紙への掲載等、適切な方法により公告することが望ましい。また、緑地協定の認可をしたときは、市町村長は、当該緑地協定区域内に緑地協定区域である旨を明示することとされていることから、当該緑地協定区域内の見やすい場所に緑地協定区域内である旨を表示した標識の設置等を行うことが望ましい。なお、この際、必要に応じて当該標識に当該緑地協定の名称、区域を表示することが望ましい。

ウ 市町村長の認可の公告のあった緑地協定は、その公告のあった後において当該緑地協定区域内の土地所有者等となった者に対しても効力を及ぼすこととなるので、市町村長は、当該

区域が緑地協定区域である旨の周知措置を十分講ずるべきである。

④ 緑地協定区域隣接地制度

緑地協定区域隣接地（以下④において「隣接地」という。）制度は、緑地協定区域周辺の土地の所有者等が協定の締結後においても、当該緑地協定に簡易な手続により参加できることとしているものである。

ア 「緑地協定区域に隣接した土地」とは、既存の緑地協定区域の拡大により当該緑地協定区域となり得る土地の区域をいうものであり、当該緑地協定区域と飛び離れた土地については、隣接地には定め得ない。また、隣接地は既存の緑地協定区域の拡大という形で緑地協定区域になり得る土地であるので、緑地協定区域に比して著しく広い区域の隣接地の設定は行うべきではない。

イ 施行規則第14条第2号の「緑地協定区域との一体性を有する土地の区域」とは、隣接地が既存の緑地協定区域の一部となることにより、生垣の連続等の確保が図られ、市街地の良好な環境の確保に資するような土地の区域をいうものである。したがって、例えば、既存の緑地協定区域との間に大規模な公共施設等が存在し、連担性が確保できないような土地の区域については、隣接地に定め得ないものである。

ウ 隣接地は、緑地協定区域内の土地所有者等が定めるものであるが、当該緑地協定で定められた隣接地内の土地所有者等については、何ら権利制限を設けるものではない。したがって、緑地協定に隣接地を定めるに当たっては、法律上当該隣接地の区域内の土地所有者等の同意を得る等の必要はないが、本制度の円滑な運用を図るには、土地所有者等の理解を得るよう努めることが望ましい。よって、当該緑地協定に参加することについて反対である旨を明らかにしている土地所有者等に係る土地の区域については、隣接地に定めるべきではない。

エ 三大都市圏特定市の市街化区域内の宅地化農地など農地転用が行われる農地又は採草放牧地（以下④において「農地等」という。）については、隣接地の区域に含みうるものであるが、隣接地の区域内に農地等を含むことをもって当該農地等の転用を促進することを意味するものではない。

オ 隣接地の区域内の農地等について、当該土地の所有者等が当該緑地協定に参加する旨の意思表示があった場合には、緑地協定区域には農地等は含まれないこととなっていることから、当該土地については農地等の転用が行われることによりはじめて、当該緑地協定区域の一部になり得る。

カ 林地開発が確実に予定されている森林については、隣接地の区域に含み得るものであるが、隣接地の区域内に森林を含むことをもって当該森林の無秩序な転用を促進することを意味するものではない。この場合、林地開発が確実に予定されるか否かの判断をする際には、林務担当部局に協議することが望ましい。なお、緑地協定を締結しようとする土地所有者等に対して、この旨を周知するよう努めることが望ましい。

キ 法第51条第1項及び第2項の「市町村長に対して書面でその意志を表示」する際の書面様式については特に定められていないが、隣接地制度の円滑な運用を図るため、あらかじめ市町村において定めておくことが望ましい。

(3) その他

① 緑地協定の変更及び廃止

法第48条第1項及び法第52条第1項の「当該緑地協定の効力が及ばない者」とは、借地人等の合意により緑地協定が締結された土地の所有者である。

② 緑地協定制度の普及啓発

ア 緑地協定制度を活用することにより、土地区画整理事業、住宅街区整備事業において初期の段階から住民による自主的な緑豊かなまちづくりの取組が期待されるので、本制度についての普及啓発を行うことが望ましい。

イ 法第54条において緑地協定の設定の特則が定められているが、新規の宅地分譲地等において、この制度を活用することにより、良好な都市環境を有する市街地の形成が期待されるので、開発事業者等にこの旨を周知徹底し、できる限り緑地協定を設定するよう普及啓発することが望ましい。

③ 協議・調整

ア 臨港地区に係る緑地協定を認可しようとするときは、あらかじめ、港湾管理者と協議することが望ましい。

イ 緑地協定の認可に係る指導等を行うにあたっては、緑地協定担当部局と林務担当部局で十分協議のうえ協力して行うことが望ましい。

ウ 農用地区域内の土地における緑地協定の内容は、農業上の利用に支障を及ぼさないよう配慮することが望ましい。